

令和 7 年 1 2 月

第 6 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案
(追加議案その 2)

令和7年第6回横手市議会12月定例会追加議案(その2)一覧表

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 報告第25号 専決処分の報告について | 1 ~ 2 |
| (2) 同意第4号 監査委員の選任について | 当日配付 |
| (3) 同意第5号 監査委員の選任について | 当日配付 |
| (4) 議案第146号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について | 3 ~ 5 |

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関する事について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月19日提出

横手市長 高橋 大

専決第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年12月15日専決

横手市長 高 橋 大

- 1 事故発生日時 令和7年8月25日（月）午後1時20分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相 手 方
- 4 事故の概要
- 5 損害賠償額 98,494円

議案第146号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

令和8年3月31日をもって男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が解散することにより秋田県市町村総合事務組合を脱退すること並びに同年4月1日から男鹿潟上南秋消防組合が秋田県市町村総合事務組合に加入することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、規約の変更等に関する関係地方公共団体の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部を次のように変更する。

「別表第1中
三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区消防一部事務組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合
湖東地区行政一部事務組合」

「三種・八峰養護老人ホーム組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合
大仙美郷介護福祉組合」

に、

「

八郎湖周辺清掃事務組合

秋田県後期高齢者医療広域連合

を

」

「

八郎湖周辺清掃事務組合

男鹿潟上南秋消防組合

秋田県後期高齢者医療広域連合

に改める。

」

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行する。